

広島県立総合技術研究所設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十五号

広島県立総合技術研究所設置及び管理条例の一部を改正する条例

広島県立総合技術研究所設置及び管理条例（平成十九年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「県内」を「広島県、鳥取県、島根県、岡山県及び山口県」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。